

霧島市届出避難所登録要領

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により市長が指定する指定避難所（以下「指定避難所」という。）とは別に、自主防災組織等が集会所等において開設し、運営する避難所（以下「自主避難所」という。）を届出避難所として登録し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域住民等が自主的に避難する場所を確保するとともに、市が避難者を把握し、必要な支援が円滑にできるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織等 地区自治公民館、自治会、自主防災組織、事業所その他これに準ずるものとして市長が適当であると認めた組織をいう。
- (2) 自主避難所 自主防災組織等が集会所等において自主的に開設し、運営する施設をいう。
- (3) 届出避難所 自主避難所のうち、第4条の規定により登録を受けたものをいう。
- (4) 災害 災害対策基本法第2条第1項第1号に規定するものをいう。

(対象施設)

第3条 届出避難所とすることができる施設は、集会所等であつて、その管理者又は所有者が届出避難所として使用することに同意している施設とする。

- 2 前項の施設は、想定される災害から身の安全を確保することができる立地、構造等を有するものとする。
- 3 指定避難所に指定されている施設であっても、指定避難所として開設する前段階や開設する予定がない場合、届出避難所として使用することができる。

(登録の届出等)

第4条 届出避難所を設置しようとする自主防災組織等は、施設管理者等の合意を得たうえで、届出避難所登録届出書（別記様式第1号）により市長に届け出ることができる。

- 2 市長は、前項により届出のあった避難所を届出避難所として登録し、届出避難所登録通知書（別記様式第2号）により、届出を行った自主防災組織等（以下「届出者」という。）に通知するものとする。

(開設及び運営並びに費用負担等)

第5条 届出避難所の開設、運営にあたり、市は職員の派遣は行わない。

- 2 届出避難所の開設及び運営に係る経費は、届出者の負担とする。ただし、市の公共施設にあつては、その使用料について免除することができる。
- 3 大規模災害発生等により避難が長期化し、救援物資等が必要な場合、届出者は必要な救援物資の種類及び数量を市に要請することで、指定避難所等の物資供給点で受領することができる。
- 4 介護施設等を届出避難所とする場合
 - (1) 避難に伴い発生した施設等の使用料については、届出者の負担とし、食事の提供を行った

場合、届出者は避難者に費用を負担させることができるものとする。また、介護サービス等は、介護保険制度等に基づき行うものとする。

(2) 大規模災害が発生し災害救助法が適用された場合、引き続き、避難所として運営する場合、市は福祉避難所に指定し、必要な支援を行うことができる。

(届出避難所に対する支援)

第6条 市は、届出避難所の登録を受けた施設に対し、次に掲げる支援を行う。

(1) 情報の提供

(2) 大規模災害時における支援物資等の供給（基本、自主受取り）

2 前項に規定する物品を消費したとき又は備蓄食料の保存期間を超過したときは市が補充する。

(市への報告)

第7条 届出者は、次の各号に該当する場合、当該各号に定める事項を市長に報告するものとする。

(1) 届出避難所を開設したとき 届出避難所の開設日時

(2) 届出避難所に避難者があったとき 避難者の世帯・人員数

(3) 届出避難所を閉鎖したとき 届出避難所の閉鎖日時

(訓練等による届出避難所の利用促進)

第8条 届出者は、届出避難所を利用すると想定される地域住民に対して避難に係る訓練等を実施し、届出避難所の利用に関する理解を深めるよう努めるものとする。

2 市は、届出者から要請があったときは、訓練等の実施に協力するものとする。

(届出避難所の公表)

第9条 市は、原則、届出避難所を公表するものとする。ただし、届出者から申出があった場合、非公表、対象者や利用条件等を付記する等の処置を講ずることができる。

(事故等の損害賠償等)

第10条 届出避難所の開設及び運営に伴い、事故等により損害が生じることがあっても、市はその責を負わない。

(登録内容の変更)

第11条 届出者は、登録内容に変更があったときは、その旨を届出避難所登録内容変更届出書（別記様式第3号）により市長に届け出るものとする。

(廃止の届出)

第12条 届出者は、届出避難所を廃止したいときは、その旨を届出避難所廃止届出書（別記様式第4号）により、市長に届出るものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年5月1日から施行する。

別記

様式第1号（第4条関係）

届出避難所登録届出書

年 月 日

（あて先）霧島市長

次の集会所等を届出避難所としたいので、霧島市届出避難所登録要領第4条第1項の規定により届け出ます。

届出者	団 体 名	
	代 表 者 氏 名	
	住 所	霧島市
	連絡先電話	固定・携帯
届出避難所 とする施設等	名 称	
	所 在 地	霧島市
	建物の構造	造 階建
	建 築 年 月	年 月
		耐震改修工事を行っている場合の改修年月 年 月
	収 容 人 数	名
	〔届出者と施設管理者 等異なる場合〕 施設管理者等の同意	
	1 受入れ可能な対象者の範囲 例 要配慮者、施設周辺の住民	
2 利用条件等 例 食事の提供なし、支援者の同伴		

【記入上の留意事項】

- 「建物の構造」は、木造、鉄筋コンクリート造等の構造・階数を記入してください。
- 「収容人数」は、避難所の面積（平方メートル）を4で割った数としてください。
- 「届出者と施設管理者等異なる場合」は、施設管理者等の署名をお願いします。
- 災害時の連絡先として、裏面に担当者の連絡先等を記載してください。
- 施設等の位置図を添付してください。

(裏面)

届出避難所担当者連絡先一覧

主担当者	ふりがな 氏名		
	電話	固定	
		携帯	
	メール アドレス	パソコン	
携帯・ スマートフォン			
副担当者	ふりがな 氏名		
	電話	固定	
		携帯	
	メール アドレス	パソコン	
携帯・ スマートフォン			
副担当者	ふりがな 氏名		
	電話	固定	
		携帯	
	メール アドレス	パソコン	
携帯・ スマートフォン			

※副担当者の人数は、事情に応じて増減することは差支えないものとする。

別記

様式第2号（第4条関係）

安 第 号

年 月 日

様

霧島市長

届出避難所登録通知書

霧島市届出避難所登録要領第4条第2項の規定により、次のとおり届出避難所の登録をいたしましたので通知します。

		登録番号	
届出避難所	ふりがな 団 体 名		
	ふりがな 代表者氏名		
	住 所	霧島市	
届出避難所開設時の報告事項等	1 報告内容 ・ 開設日時 ・ 避難者数（世帯数） ・ 閉鎖日時 2 報告要領 開設時、閉鎖時及び必要の都度、電話やメールにて報告（様式なし） 3 その他		
受入れ可能な対象者の範囲及び利用条件等 ※市と届出者との協議結果に基づき決定	1 受入れ可能な対象者の範囲 2 利用条件等		

別記

様式第3号（第11条関係）

届出避難所登録内容変更届出書

年 月 日

（あて先）霧島市長

届出避難所の登録内容の変更があったため、霧島市届出避難所登録要領第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

		登録番号	
届出者	団 体 名		
	代表者氏名		
	住 所	霧島市	
	連絡先電話	固 定 携 帯	
届出避難所	名 称		
	所 在 地	霧島市	
変更内容	<input type="checkbox"/> 届出者の変更 <input type="checkbox"/> 届出避難所担当者の変更 ※（裏面）に記載 <input type="checkbox"/> 届出避難所施設管理者等の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
施設管理者等の署名	※届出避難所施設管理者等の変更があった場合のみ記入		
備 考			

(裏面)

届出避難所担当者連絡先一覧

主担当者	ふりがな 氏名		
	電話	固定	
		携帯	
	メール アドレス	パソコン	
携帯・ スマートフォン			
副担当者	ふりがな 氏名		
	電話	固定	
		携帯	
	メール アドレス	パソコン	
携帯・ スマートフォン			
副担当者	ふりがな 氏名		
	電話	固定	
		携帯	
	メール アドレス	パソコン	
携帯・ スマートフォン			

※副担当者の人数は、事情に応じて増減することは差支えないものとする。

別記

様式第4号（第12条関係）

届出避難所廃止届出書

年 月 日

（あて先）霧島市長

次の届出避難所を廃止したので、霧島市届出避難所登録要領第12条の規定により届け出ます。

		登録番号	
届出者	ふりがな 団 体 名		
	ふりがな 代表者氏名		
	住 所	霧島市	
	連絡先電話	固 定 携 帯	
廃止する 届出避難所	ふりがな 名 り が な 称		
	所 在 地	霧島市	
廃止日			
廃止理由			
備 考			